

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	鳥取市 生活保護関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鳥取市長

## 公表日

令和1年11月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	<p>生活保護法に基づき、生活困窮者に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援する業務</p> <p>生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①生活保護の決定及び実施</li><li>②生活保護の申請の受理</li><li>③生活保護の申請に係る事実についての審査</li><li>④職権による生活保護の開始若しくは変更</li><li>⑤生活保護の停止若しくは廃止</li><li>⑥保護に要する費用の返還</li><li>⑦徴収金の徴収</li><li>⑧就労自立給付金の申請の受理</li><li>⑨就労自立給付金の申請にかかる事実についての審査</li><li>⑩神学準備給付金の申請の受理</li><li>⑪進学準備夕付近の申請にかかる事実についての審査</li></ul> <p>また、生活保護法に準じた措置を講ずる外国人についても、上記①～⑪と同様の事務において、特定個人情報を取り扱う。</p>
③システムの名称	生活保護システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバ)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)生活保護法における保護等に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法 別表第一 15項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第17条</li></ul> <p>(2)生活保護法に準じた措置を講ずる外国人の保護等に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法 第9条第2項</li><li>・鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項、第3項</li></ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(1)生活保護法における保護等に関する事務            番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二            (別表第二における情報提供の根拠)            9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び119の項            (別表第二における情報照会の根拠)            26の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)            (情報提供の根拠)            第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条            (情報照会の根拠)            第19条</p> <p>(2)生活保護法に準じた措置を講ずる外国人の保護等に関する事務            (情報提供の根拠)            情報提供は行わない。            (情報照会の根拠)            ・番号法 第19条第8号            ・鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例            第4条第1項、第3項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鳥取市 福祉部生活福祉課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-22-8111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	生活保護法に基づき、生活困窮者に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援する業務番号法においては、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収に関する事務に個人番号を活用する。	生活保護法に基づき、生活困窮者に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援する業務  生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①生活保護の決定及び実施 ②生活保護の申請の受理 ③生活保護の申請に係る事実についての審査 ④職権による生活保護の開始若しくは変更 ⑤生活保護の停止若しくは廃止 ⑥保護に要する費用の返還 ⑦徴収金の徴収 ⑧就労自立給付金の申請の受理 ⑨就労自立給付金の申請にかかる事実についての審査  また、生活保護法に準じた措置を講ずる外国人についても、上記①～⑨と同様の事務において、特定個人情報を取り扱う。	事前	
平成27年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）別表第一 15項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）別表第一 15項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条  鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	生活保護システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバ	生活保護システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバ)、中間サーバ	事後	
平成27年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 15項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 15項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条</p> <p>鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月5日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び120の項</p>	<p>(1)生活保護法における保護等に関する事務 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 (情報照会の根拠) 第19条</p> <p>(2)生活保護法に準じた措置を講ずる外国人の保護等に関する事務 (情報提供の根拠) 情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 ・鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項、第3項</p>		



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>生活保護法に基づき、生活困窮者に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援する業務</p> <p>生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う</p> <p>①生活保護の決定及び実施 ②生活保護の申請の受理 ③生活保護の申請に係る事実についての審査 ④職権による生活保護の開始若しくは変更 ⑤生活保護の停止若しくは廃止 ⑥保護に要する費用の返還 ⑦徴収金の徴収 ⑧就労自立給付金の申請の受理 ⑨就労自立給付金の申請にかかる事実についての審査</p>	<p>生活保護法に基づき、生活困窮者に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援する業務</p> <p>生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う</p> <p>①生活保護の決定及び実施 ②生活保護の申請の受理 ③生活保護の申請に係る事実についての審査 ④職権による生活保護の開始若しくは変更 ⑤生活保護の停止若しくは廃止 ⑥保護に要する費用の返還 ⑦徴収金の徴収 ⑧就労自立給付金の申請の受理 ⑨就労自立給付金の申請にかかる事実についての審査 ⑩進学準備給付金の申請の受理 ⑪進学準備給付金の申請にかかる事実についての審査</p>	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 / 所属②所属長	<p>①福祉保健部生活福祉課 ②生活福祉課長 片山 学</p>	<p>①福祉部生活福祉課 ②生活福祉課長</p>	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	<p>鳥取市 総務部総務課 情報公関係 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 Tel.0857-20-3104</p>	<p>鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 Tel.0857-20-3121</p>	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	<p>鳥取市 福祉保健部生活福祉課 〒680-8571 鳥取県鳥取市富安二丁目138番地 Tel.0857-20-3473、3474</p>	<p>鳥取市 福祉部生活福祉課 〒680-8571 鳥取県鳥取市富安二丁目138番地 Tel.0857-20-3473、3474</p>	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 / 1. 対象人数 / いつ時点の計数か	平成29年10月2日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 / 2. 取扱者数 / いつ時点の計数か	平成29年10月2日時点	平成31年1月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月24日	IV リスク対策	-	(新規追加項目)		
令和1年11月5日	I 関連情報／7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／請求先	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 Tel0857-20-3121	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 Tel0857-20-3121	事後	鳥取市役所庁舎移転に伴い、鳥取市役所の位置を定める条例(平成26年鳥取市条例第45号)が令和元年10月1日に施行され、同年11月5日に全面開庁されたことに伴う変更
令和1年11月5日	I 関連情報／8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ／連絡先	鳥取市 福祉部生活福祉課 〒680-8571 鳥取県鳥取市富安二丁目138番地 Tel0857-20-3473、3474	鳥取市 福祉部生活福祉課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 Tel0857-22-8111	事後	鳥取市役所庁舎移転に伴い、鳥取市役所の位置を定める条例(平成26年鳥取市条例第45号)が令和元年10月1日に施行され、同年11月5日に全面開庁されたことに伴う変更